人事委員会年報

令和5年度

山形県人事委員会

り 次

Ι	人哥	李貞会	
	1 /	\事委員会	1
:	2)	\事委員会会議	1
	(1)	人事委員会会議の開催	1
	(2)	人事委員会の議決事項等	2
:	3 🖇	条例に対する意見	- 1 1
4	4	(事委員会規則の設定、改正及び廃止	1 2
	5 /	\事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止	- 13
П	事系	8局、各業務の状況	
	1 ₹	事務局	
	(1)	組織及び職員数	- 14
	(2)	事務分掌	- 14
	(3)	事務局職員の配置	1 5
	(4)	令和5年度予算の状況	16
:	2 糸	合与関係業務	
	(1)	職員の給与等に関する報告及び勧告	- 1 7
	(2)	大学に勤務する教育職員の給与に関する勧告	
	(3)	承認及び協議	
	(4)	支払監理	- 26
		£用関係業務	
	(1)	県職員採用試験(大学卒業程度)	- 27
	(2)	県職員採用試験(短大卒業程度)	
	(3)	県職員採用試験(高校卒業程度)、市町村立学校事務職員採用試験 -	
	(4)	警察官採用試験	
		採用選考	- 45
4		客查関係業務	
		勤務条件に関する措置要求	
		不利益処分に関する審査請求	
		不利益処分に関する審査請求の裁決取消訴訟	
		職員の苦情相談制度	- 48
		<u> </u>	
	(1)	管理職員等の範囲改正	
	. ,	職員団体の登録	
	(3)	労働基準監督機関としての職権行使	53
(6 4	公平委員会の事務委託関係業務	
	, ,	委託状況	
	(2)	委託事務処理に要した経費	- 5 7

I 人事委員会

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

職名	氏 名	委員就任年月日	任期	備考
委員長	安孫子 俊 彦	平成19年6月29日	5期	平成23年6月29日再任(2期) 平成27年6月29日再任(3期) 令和元年6月29日再任(4期) 令和5年6月29日再任(5期)
委 員	西村仁美	令和3年7月13日	1期	
委員	齋 藤 稔	令和4年7月9日	1期	

2 人事委員会会議

(1) 人事委員会会議の開催

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに開催した会議は32回である。 会議に付された任命権者ごとの議案件数は次表のとおりであり、全議案につい て議決した。

任 命 権 者	件数	任命権者	件数
知 事	2 7	内水面漁場管理委員会	0
議会	4	教 育 委 員 会	5
選挙管理委員会	0	警 察 本 部	4
監 査 委 員	0	企 業 局	1
人事委員会	7 1	病院事業局	2
海区漁業調整委員会	1	計	1 1 5

※会議に付された議案は103件であるが、一の議案に複数の任命権者が関係するものを各々計上しているため、見かけ上、件数が多くなっている。

(2) 人事委員会の議決事項等

開催年月日		議案及び協議事項等
第2265回	議案	
(5.4.6)	1	令和5年度山形県警察官採用試験の実施について
	報告	
	1	勤務条件に関する措置の要求について
第2266回	議案	
(5.4.24)	1	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について
	2	勤務条件に関する措置の要求の却下決定及び要求者への却下決定の通知について
	報告	
	1	派遣先団体への職員等派遣状況について(令和5年4月1日現在)
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る準備書面等について
	3	令和5年(審)第1号審査請求事案について
	4	不利益処分に関する審査請求について
	5	令和5年職種別民間給与実態調査の実施について
第2267回	議案	
(5.5.16)	1	意見の聴取について ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
		・ 新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務 手当の特例の廃止、警察職員の特殊勤務手当の一部改正等
	2	山形県人事委員会規則 5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則の制定について
		○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規定の改正
	3	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項第1号に規定する人事委員会がこれらに相当すると認める感染症について ○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う改正
	4	「特別休暇の運用について」の一部改正について
		○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更及び人事院通知 の廃止に伴う改正
	5	山形県人事委員会規則14-4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の 範囲を定める規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 令和5年度組織改編に伴う委託地方公共団体の管理職員等の範囲の見直
	6	である中度組織は柵に伴う委託地方公共団体の管理職員等の範囲の見直 し 不利益処分に関する審査請求の却下決定及び審査請求人への却下決定の通知 について
	7	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る第1回準備手続の開催について
	協議	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る準備手続きについて
	報告	
	1	令和4年度内部統制の年間評価について
	2	令和4年度職員苦情相談の処理状況について

開催年月日		議案及び協議事項等
第2268回	議案	
(5.6.20)		地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定による職員の臨時的任用について
	2	意見の聴取について ○ 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
		・ 教育庁から教育局への名称変更に伴う規定の整備
	3	山形県人事委員会規則5-1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について
		○ 山形県職員等の給与に関する条例の改正に伴う規定の改正
	4	「職務に専念する義務の特例について」の一部改正について ○ スポーツ基本法の一部改正に伴う規定の整備
	5	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る第1回準備手続調書について
	6	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る第2回準備手続の開催について
	報告	
	1	解雇予告除外認定について
第2269回	議案	
(5.6.26)	1	山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する 規則の制定について ○ 衛生研究所の職の新設に伴う職務分類表の整理
	2	山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について
		○ 衛生研究所の職の新設に伴う管理職手当を支給する職及びその支給区分 の改正
	3	山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 別表第10の 規定に基づく協議について
		○ 上記改正に伴い、衛生研究所に以前から置かれていた職に対する管理職 手当の支給区分に係る協議
	報告	
	1	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者の決定に ついて
第2270回	議案	壬 巳日の曜以によいて
(5.6.27)		委員長の選挙について
	2	委員長職務代理者の指定について
第2271回	議案	坂田選老について
(5.7.10)	1	採用選考について 知事部局職員に係る採用選考の請求
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る書証の採否について
	協議	17年10年(番)が17万番互明がず来にかる自証がが11について
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る争点整理について
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る第2回準備手続きについて
	報告	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る準備書面について

開催年月日		議案及び協議事項等
第2272回	議案	
(5.7.18)	1	採用選考について
		○ 知事部局職員に係る採用選考の請求
	2	令和5年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施について
	3	令和5年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施について
	4	令和5年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施について
	報告	
	1	令和5年度山形県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定について
	2	解雇予告除外認定について
第2273回	議案	
(5.8.10)	1	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)最終合格者の決定について
	2	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について
	3	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る第2回準備手続調書について
	4	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る証人尋問の決定について
	報告	
	1	令和5年人事院勧告・報告について
第2274回	議案	
(5.8.30)	1	地方公務員法第22条の3第1項の規定による職員の採用について
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る書証の採否について
	協議	
	1	職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について(案)
	報告	
	1	県共闘・公務員共闘の人事委員会勧告に関する要求書提出の概要について
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る準備書面等について
第2275回	議案	
(5.9.8)		令和5年度山形県警察官A採用試験最終合格者の決定について
	2	令和5年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の確定について
	3	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る口頭審理の非公開の決定について
	4	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る口頭審理の延期について
	5	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る書証提出要求の却下について
	協議 1	職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について(案)
	2	職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告 1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る準備書面について

開催年月日		議案及び協議事項等
第2276回	議案	
(5.9.15)	1	山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する 規則の制定について
		○ 病院事業局の職の新設に伴う職務分類表の整理
	協議	
	1	山形県職員採用試験(大学卒業程度) < 再募集 > の実施計画について
	2	職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	
	1	東北農林専門職大学の設置について
	2	県教組共闘からの要請書について
第2277回	議案	
(5.9.26)	1	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について
	2	条件付採用期間の延長について
	3	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る検証実施の決定について
	協議	
	1	職員の給与等に関する報告及び勧告について
	2	東北農林専門職大学の設置に伴う勤務条件に関する論点について
	報告	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る書証申請書の差替え等について
	2	県共闘と事務局長との会見について
第2278回	報告	
(5.10.2)	1	令和5年度山形県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)及び山形県 市町村立学校事務職員採用試験第1次試験合格者の決定について
	2	令和5年度山形県警察官B採用試験第1次試験合格者の決定について
第2279回	議案	
(5.10.3)	1	職務に専念する義務の特例について
	2	外国旅行の旅費の調整について(令和5年9月22日付け人第279号協議関係)
	3	外国旅行の旅費の調整について(令和5年9月28日付け人第288号協議関係)
	4	外国旅行の旅費の調整について(令和5年9月28日付け人第289号協議関係)
	協議	
	1	職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告	
	1	不利益処分に関する審査請求について
	2	山形県人事行政の運営等の状況の公表について

開催年月日		議案及び協議事項等
第2280回	議案	
(5.10.5)	1	職員の給与等に関する報告及び勧告について
	報告 1	山形県獣医師会からの要請書について
第2281回	協議	
(5.10.6)	1	大学に勤務する教育職員の給与に関する勧告について
第2282回	議案	
(5.10.17)	1	大学に勤務する教育職員の給与に関する勧告について
	2	不利益処分に関する審査請求の却下決定及び審査請求人への却下決定の通知 について
第2283回	議案	
(5.10.24)	1	条件付採用期間の延長について
第2284回	議案	
(5.11.9)	1	令和5年度山形県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)及び山形県 市町村立学校事務職員採用試験最終合格者の決定について
	2	令和5年度山形県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度)及び山形県 市町村立学校事務職員採用試験採用候補者名簿の確定について
	3	外国旅行の旅費の調整について
	4	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る検証調書について
	5	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る口頭審理の実施について
	報告	
	1	令和5年度内部統制の中間評価について
	2	令和5年都道府県人事委員会勧告・報告の概要について
第2285回	議案	
(5.11.17)	1	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定による職員 の臨時的任用について
	2	令和5年度山形県警察官B採用試験最終合格者の決定について
	3	令和5年度山形県警察官B採用試験採用候補者名簿の確定について
	協議	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る口頭審理について
第2286回	協議	
(5.11.22)	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る争点整理について
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る口頭審理について
	報告	
	1	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者の決定に ついて

開催年月日		議案及び協議事項等
第2287回	議案	
(5.12.1)	1	意見の聴取について 山形県職員等の高齢者部分休業に関する条例、山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
		 職員等の高齢者部分休業に関する条例の制定、東北農林専門職大学設置に伴う改正、山形県人事委員会勧告等を踏まえた改正、地方自治法の一部改正等に伴う改正
	協議	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る口頭審理について
第2288回	議案	
(5.12.20)	1	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)最終合格者の決定について
	2	令和5年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について
	3	山形県人事委員会規則4-3 (職員等の定年等に関する規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 山形県職員の定年等に関する条例の改正に伴う規定の改正
	4	山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について
		○ 令和5年人事委員会勧告等に基づく給与条例の改正に伴う規定の改正、 高齢者部分休業の導入に伴う改正等
	5	山形県人事委員会規則 5 − 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 高齢者部分休業の導入に伴う改正
	6	山形県人事委員会規則5-4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則の制定について ○ 高齢者部分休業の導入に伴う改正
	7	山形県人事委員会規則6-2 (職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 東北農林専門職大学の設置に伴う改正
	8	人事委員会の専決事務及び事務代決規程の一部改正について
	9	山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)関係通知の 一部改正について
		○ 令和5年人事委員会勧告等に基づく給与条例の改正に伴う規定の改正 を受けた改正、高齢者部分休業の導入に伴う改正
		令和5年(審)第1号審査請求事案に係る口頭審理調書について
	協議 1	令和6年度職員採用試験実施計画について
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案の検討について
	報告 1	不利益処分に関する審査請求の却下に係る裁決の取消しの訴えについて

開催年月日		議案及び協議事項等
第2289回	議案	
(6.1.12)	1	令和5年(行ウ)第11号裁決取消請求事件に係る訴訟行為について
	2	令和5年(行ウ)第11号裁決取消請求事件に係る答弁書について
	3	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る書証の採否について
	4	措置要求書の補正について
	報告	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る最終準備書面について
	2	勤務条件に関する措置の要求について
第2290回	議案	
(6.1.29)	1	勤務条件に関する措置の要求について
	協議	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案の検討について
	報告	
	1	令和5年(行ウ)第11号裁決取消請求事件に係る第1回口頭弁論について
	2	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る書証の認否について
	3	不利益処分に関する審査請求について
	4	勤務条件に関する措置の要求について
第2291回	議案	
(6.2.19)	1	意見の聴取について
		○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び山 形県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改 正する条例
		東北農林専門職大学の設置等に係る改正、文部科学省通知等に基づく 改正
	2	審査請求書の補正について
	協議	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案の検討について
	報告	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る釈明書について
	2	令和5年度労働基準監督調査の結果について
第2292回	議案	
(6.2.28)	1	山形県人事委員会規則4-2 (職員の採用試験に関する規則)の一部を改正 する規則の制定について ○ アナログ規制の点検・見直しに伴う合格発表方法の見直し
	2	令和6年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について
		○ 大学卒業程度試験「先行実施枠」の導入
	3	令和5年(審)第1号審査請求事案の裁決について
	報告	
	1	令和5年(審)第1号審査請求事案に係る釈明書に対する反論について

開催年月日		議案及び協議事項等
第2293回	議案	
(6.3.1)	1	山形県人事委員会規則4-1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する 規則の制定について
		○ 警察本部の事務処理体制の変更等に伴う職務分類表の整理
	2	採用選考について ○ 警察職員に係る採用選考の請求
	3	令和6年(措)第1号措置要求事案に係る反論書の提出について
	報告	
	1	令和6年(措)第1号措置要求事案に係る意見書について
第2294回	議案	
(6.3.18)	1	一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定による任期を 定めた採用の承認について ○ 知事部局に係る特定任期付職員の採用承認
	2	採用選考について ○ 知事部局、警察本部及び教育委員会に係る採用選考の請求
	3	勤務延長の期限の延長の承認について
	4	山形県人事委員会規則4-3 (職員等の定年等に関する規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 教育委員会において役職定年制の対象となる管理監督者の追加
	5	山形県人事委員会規則5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正、東北農林専門職大学の設置等に伴う規定の改正
	6	山形県人事委員会規則5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)第3条の2 第3項第2号に規定する「人事委員会が認める作業」について ○ 令和6年能登半島地震における被災県等からの派遣要請に基づく災害対 応作業に係る協議
	7	山形県人事委員会規則5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)第3条の2 第4項第2号に規定する「人事委員会が定める額」について ○ 令和6年能登半島地震における被災県等からの派遣要請に基づく災害対 応作業に係る手当額
	8	令和5年(審)第1号審査請求事案の裁決について
	9	審査請求の受理及び答弁書の提出について
	報告	
	1	県共闘・公務員共闘要求書提出(春闘)の概要について
	2	不利益処分に関する審査請求について
	3	令和6年(審)第1号審査請求事案に係る書証申請について
第2295回	議案	
(6.3.19)	1	事務局職員の退職承認について
	2	事務局職員の人事異動について

開催年月日		議案及び協議事項等
第2296回	議案	
(6.3.26)	1	山形県人事委員会規則2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則の制定 について
	2	山形県人事委員会規則 $4-1$ (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則の制定について
	3	山形県人事委員会規則4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 派遣先公益的法人の変更(追加:1団体、削除:3団体)
	4	山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則の制定について ○ 令和6年度組織改編に伴う改正
	5	山形県人事委員会規則7-5 (職員の退職管理に関する規則)の一部を改正する規則の制定について ○ 東北農林専門職大学の設置に伴う改正
	6	山形県人事委員会規則 5 − 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 令和 6 年度組織改編、東北農林専門職大学設置等に伴う改正
	7	山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続)関係通知の一部改正について
	8	山形県人事委員会規則 5 − 1 (給与の支給に関する基準と手続)第8条第4項に規定する特に重要な業務を掌理する課長の職務について ○ 令和6年度組織改編に伴う改正
	9	山形県人事委員会規則 5 − 1 (給与の支給に関する基準と手続) 別表第10の 規定に基づく協議について ○ 令和6年度組織改編、東北農林専門職大学設置に伴う改正
	1 0	経験年数を有する者の給料月額の調整基準の特例について(通知)の一部改正について ○ 東北農林専門職大学設置に伴う改正
	報告 1	令和5年(行ウ)第11号裁決取消請求事件に係る判決について

3 条例に対する意見

意見提出 年月日	議案番号	条 例	意見の内容
5. 5. 17	令和5年5月臨時会 議第66号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
5. 6. 21	令和5年6月定例会 議第73号	山形県職員等の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	適当なものと認める
5. 12. 4	令和5年12月定例会 議第127号	山形県職員等の高齢者部分休業に関する条 例の設定について	適当なものと認める
5. 12. 4	令和5年12月定例会 議第128号	山形県職員等に対する退職手当支給条例等 の一部を改正する条例の設定について	適当なものと認める
5. 12. 4	令和5年12月定例会 議第130号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の設定について	適当なものと認める
5. 12. 4	令和5年12月定例会 議第131号	山形県会計年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例等の一部を改正する条例 の設定について	適当なものと認める
6. 2. 20	令和6年2月定例会 議第46号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
6. 2. 20	令和6年2月定例会 議第84号	山形県義務教育諸学校等の教育職員の給与 等の特例に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	適当なものと認める

4 人事委員会規則の設定、改正及び廃止

公布年月日	規則番号	内容	施行年月日
5. 5.19	1 4 – 4	委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める 規定の改正	5. 5.19
5. 5.26	5 - 2	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う規 定の改正	5. 5.26
5. 6.30	4 - 1	衛生研究所の職の新設に伴う職務分類表の改正	5. 7. 1
5. 6.30	5 — 1	衛生研究所の職の新設に伴う管理職手当に関する規定の改 正	5. 7. 1
5. 7.11	5 – 1	教育庁を教育局に改める条例改正に伴う規定の改正	5. 7.11
5. 9.26	4 - 1	病院事業局の職の新設に伴う職務分類表の改正	5.10. 1
5.12.22	4 – 3	山形県職員の定年等に関する条例改正に伴う規定の改正	6. 4. 1
5.12.22	5 – 1	令和5年度人事委員会勧告等に基づく給与条例の改正、高 齢者部分休業の導入等に伴う規定の改正	5.12.22 (一部6.1.1他)
5.12.22	5 - 2	高齢者部分休業の導入に伴う規定の改正	6. 4. 1
5.12.22	5 - 4	高齢者部分休業の導入に伴う規定の改正	6. 4. 1
5.12.22	6 - 2	東北農林専門職大学の設置に伴う規定の改正	6. 4. 1
6. 3. 1	4 - 2	合格発表方法の見直しに伴う規定の改正	6. 3. 1
6. 3. 8	4 - 1	警察本部の事務処理体制の変更等に伴う職務分類表の改正	6. 4. 1
6. 3.22	5 - 2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正、東 北農林専門職大学の設置等に伴う規定の改正	6. 4. 1 (一部6.3.22他)
6. 4. 1	4 - 1	令和6年度事務処理体制の変更等に伴う職務分類表の改正	6. 4. 1
6. 4. 1	4 - 3	役職定年制の対象となる管理監督者の追加に伴う規定の改 正	6. 4. 1
6. 4. 1	4 - 5	職員等の派遣対象となる公益的法人等の変更に伴う規定の 改正	6. 4. 1
6. 4. 1	5 — 1	令和6年度組織改編、東北農林専門職大学設置等に伴う規 定の改正	6. 4. 1
6. 4. 1	7 — 5	東北農林専門職大学の設置に伴う規定の改正	6. 4. 1
6. 4. 1	14-3	令和6年度組織改編に伴う規定の改正	6. 4. 1

5 人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止

(1) 給与関係○規則5−1関係通知の一部改正

通知年月日	文書番号	内容	適用年月日
5. 12. 22	山人委第250号	降格時号給対応表及び高齢者部分休業の導入に伴う規定の整備、 その他規定の整備	6. 4. 1 一部6. 1. 1
6. 4. 1	山人委第1号	組織改編及び東北農林専門職大学開学に伴う規定の整備、その他 規定の整備	6. 4. 1

○その他

通知	年月日	文書番号	内容	適用年	平月 日
5.	4. 1	山人委第25号	管理職手当の支給割合の特例を受ける校長及び教頭の指定	5. 4	4. 1
5.	6. 1	山人委第62号	期末・勤勉手当の職務段階別加算措置の特例を受ける校長及び副 校長の指定	5. 4	4. 1
6.	3. 22	山人委第306号	特殊勤務手当の対象となる公共土木施設等災害応急作業に相当する作業に係る手当の額の指定(令和6年能登半島地震関係)	6.	1. 15
6.	3. 22	山人委第307号	特殊勤務手当の対象となる公共土木施設等災害応急作業に相当する作業及び当該作業に係る手当の額の指定(令和6年能登半島地震関係)	6.	1. 15
6.	4. 1	山人委第2号	初任給の決定における経験年数を有する者の号給の調整基準の特例に係る通知の改正(東北農林専門職大学開学に伴う規定の整備)	6.	4. 1
6.	4. 1	山人委第3号	規則5-1別表第20における「人事委員会が特に必要と認めるもの」及び「人事委員会が特に必要と認める職員」に係る通知の改正(東北農林専門職大学開学に伴う規定の整備)	6.	4. 1

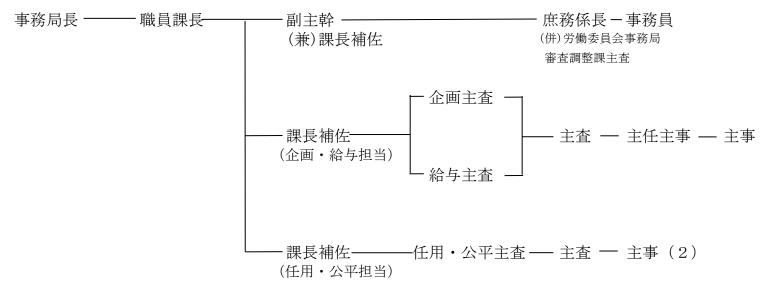
(2) 企画関係

通知年月日	文書番号	内容	適用年月日		
5. 5. 16		特別休暇の運用に係る通知の改正(新型コロナウイルス感染症の 感染症法上の取扱いの変更等に伴う規定の整備)	5. 5. 16		
5. 6.20	山人委第69号	職務専念義務の免除に係る通知の改正(国民体育大会の名称が国 民スポーツ大会に変更されたことに伴う規定の整備)	5. 6.20		
5. 10. 3	山人委第164号	職務専念義務の免除に係る特例(第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会関係)	5. 10. 3		

Ⅱ 事務局、各業務の状況

1 事務局

(1) 組織及び職員数(令和6年4月1日現在)



(現員15名)

(2) 事務分掌(令和6年度)

区 分	分
庶 務 係	人事委員会の会議に関すること 予算及び決算並びに物品の管理に関すること 事務局職員の人事評価、任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他の人事に関すること 公印の管守、文書の収受、発送及び保存に関すること 局内の他の所管に属しないこと
企 画・給与 担 当	議会事務に関すること 職員の勤務時間、休暇、服務等に関する制度に関すること 人事評価、退職管理その他公務員制度に関すること 労働基準法等に基づく職権行使に関すること 職員の給与に関する制度に関すること 給与に関する報告、勧告、意見の申出に関すること 給与決定事務に関すること 給与の支払監理に関すること 旅費に関すること
任用・公平 担 当	職員の競争試験に関すること 職員の採用選考に関すること 再任用、派遣、任期付採用制度に関すること 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査請求の審査に関すること 職員の苦情処理に関すること 職員団体に関すること

(4) 令和5年度予算の状況

ア 歳入予算

(単位:千円)

	款		項			目		節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
諸	収	入	受託事	業収入	総務事	多費受託 業 収 入	公 受	^조 事 務 託 料	825	0	825
			雑	入	雑	入			365	698	1,063
							一	设 社 会) 料	220	566	786
							雑	入	24	124	148
							警察1	官採用共 験負担金	121	8	129
			合	計		_			1,190	698	1,888

イ 歳出予算

(単位:千円)

款	項	目		節		当初予算額	補正予算額	予備費	予算額(最終)
総務費	人事委員会費	委員会費				4,720	345	0	5,065
			報		酬	4,310	445	0	4,755
			旅		費	400	△ 100	0	300
			交	際	費	10	0	0	10
		事務局費				122,119	△ 6,001	110	116,228
			非常報	常勤縣	貴國	1,850	108	0	1,958
			給		与	106,810	△ 8,206	0	98,604
			共	済	費	450	1,154	0	1,604
			報	償	費	138	△ 36	110	212
			旅		費	1,618	△ 194	0	1,424
			交	際	費	20	0	0	20
			需	用	費	3,967	421	0	4,388
			役	務	費	1,135	460	0	1,595
			委	託	料	2,761	△ 198	0	2,563
			使月賃	月料及 借	をび 料	873	537	0	1,410
				旦金 ネ ゾ交 イ		2,497	△ 47	0	2,450
	合 計					126,839	△ 5,656	110	121,293

2 給与関係業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告(令和5年10月5日)

令和5年10月5日に県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を 行った。その概要は次のとおりである。

ア 報 告

(7) 職員の給与等

本委員会は、「令和5年職員給与実態調査」を実施し、山形県職員等の給与に 関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を調査した。調査対象とな る職員の令和5年4月における給与等は次のとおりである。

① 職員の構成

職員数は13,787人であり、令和4年に比べ279人減少している。

職員の平均年齢は42.7歳で、令和4年に比べ0.3歳低くなっており、平均経験年数は20.6年で、令和4年に比べ0.3年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.8%、短大卒2.7%、高校卒16.5%、中学卒 0.0%となっており、性別構成は男性58.6%、女性41.4%となっている。

② 職員の給与

行政職給料表適用職員(3,827人、平均年齢42.4歳)の平均給与月額は357,936円となっており、警察官、教育職員、医師等を含めた全職員(13,787人、平均年齢42.7歳)の平均給与月額は383,816円となっている。

扶養手当の受給職員は5,768人で全職員の41.8%となっており、全職員1人 当たりの平均手当額は8,550円(平均扶養親族数0.8人)である。

住居手当の受給職員は2,650人で全職員の19.2%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は4,844円である。

通勤手当の受給職員は11,933人で全職員の86.6%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,719円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者(併用者を含む。)が1.1%、交通用具使用者が98.9%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.6%に達している。

(イ) 職員の給与と民間の給与との比較

① 月例給

本委員会は、令和5年職員給与実態調査及び令和5年職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種(事務・技術関係職種)の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額(公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額)を対比させ、職員の人員数のウエイトを用いて

精密に比較(ラスパイレス方式)を行ってきている。

令和5年4月分の給与について、民間給与との較差を算出したところ、民間給与が365,024円、職員給与が361,760円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,264円(0.90%)下回っていた。

② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行ってきている。

令和5年職種別民間給与実態調査の結果、令和4年8月から令和5年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給(賞与等)は、所定内給与月額の4.44月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数(4.35月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回っていた。

(ウ) 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査(人事院)及び地方公務員給与実態調査(総務省)の結果に基づき、令和4年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.0となっている。また、他の東北各県職員の指数は96.8から100.4となっている。

(エ)消費者物価及び生計費

令和5年4月における山形市の消費者物価指数(総務省)は、令和4年4月に比べ3.1%増加している。

本委員会が家計調査(総務省)等を基礎に算定した令和5年4月における山 形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ 119,990円、124,040円、163,280円、202,550円となっている。

(オ) むすび

① 給与改定の必要性等

職員の給与決定の諸条件については、以上述べたとおりである。

月例給については、令和5年の職員給与と民間給与との較差が3,264円(0.90%)となっていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすること としており、令和5年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則 に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次 のとおり改定を行う必要があると認める。

② 令和5年の給与の改定

a 給料表

給料表(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。)については、人事院が令和5年8月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じた上で、令和5年の職員給与と民間給与との較差を考慮した水準に調整する必要がある。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、人事院勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、平均1.03%引き上げる必要がある。 具体的には、初任給を職員採用試験(高校卒業程度)で12,000円、職員採用試験(大学卒業程度)で11,000円引き上げ、若年層に重点を置き、全ての職務の級の給料月額について引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表 (医療職給料表(1)を除く。) についても、行 政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

また、医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改 定を行う必要がある。

b 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給 状況との均衡を図るため、0.10月分引き上げ、4.45月分とし、その引上げ 分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分する必要がある。令和5年度につ いては、12月期の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分し、令和6年度以 降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び 12月期で均等になるよう配分する必要がある。

c 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当については、人事院において、 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、支給月額の限度を引き上げる勧告 を行ったところであり、本県においても、医師及び歯科医師の処遇を確保 する観点から、人事院の勧告を踏まえた改定を行う必要がある。

d 獣医師に係る初任給調整手当

獣医師の人材確保については、任命権者において、これまで受験可能年齢の引上げ等の選考方法の見直しや修学資金給付事業の実施など積極的な取組を行ってきており、また、平成30年度には、初任給調整手当を導入し、処遇面の改善も図ってきたところである。

しかしながら、全国的に公務員獣医師確保の難しさは継続しており、本 県においても同様となっている。こうした状況を踏まえ、その処遇につい て、他の都道府県と均衡を図り、獣医師に対する初任給調整手当の支給月 額の限度を20,000円引き上げ、50,000円とし、継続的、安定的な人材確保 につなげていく必要がある。

③ 給与制度をめぐる諸課題に関する人事委員会の対応

a 人事管理上の重点課題に対応した給与制度の検討

人事院においては、令和6年に向けて、多様で有為な人材の確保を始め とする現下の人事管理上の重点課題に対応するため、必要な給与上の措置 を講じられるよう、検討作業を進めるとしていることから、本県としても、 その動向を注視していく必要がある。

併せて、人事院は在宅勤務等手当の新設について勧告を行ったところであり、本県においても、任命権者における在宅勤務の制度化を踏まえつつ、 国や他の都道府県の動向等を注視していく必要がある。

b 降格時における給料月額の決定方法について

令和5年4月現在、全都道府県のうち、37団体で国の制度に準じた降格時号給対応表等が導入されており、管理監督職勤務上限年齢制による降任が本格的に実施されることを踏まえ、本県においても、令和6年1月までに国に準じた降格時号給対応表を導入することとする。

④ 働き方改革と勤務環境の整備

a 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、 職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、時間外勤務を命ずることができる上限を設定しており、任命権者においては、特例業務*に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合、特例業務の範囲を必要最小限にしなければならないこと、その要因の整理、分析及び検証においては人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかった理由が必要とされることを踏まえ、その運用を厳格に行う必要がある。

時間外勤務の縮減に向けて、職員の勤務時間の実態を適切に把握することが肝要であり、その上で職場におけるマネジメントを徹底することが重要である。任命権者においては、客観的な方法又は所属長等の現認による職員の勤務時間の把握と業務管理の徹底に取り組んでいく必要がある。加えて、「山形県行財政改革推進プラン2021」に基づく事務事業の見直しやICTを活用した業務効率化による直接的な業務量削減についても、引き続き推進していく必要がある。

また、令和4年度の上限時間等を超えた職員が従事していた主な特例業務は、新型コロナウイルス感染症や豪雨災害、鳥インフルエンザへの対応に係る業務であった。任命権者においては、こうした緊急の事態に係る特

定部署の負担増加に対して他部署からの一時的な応援対応をするなど、引き続き、業務量の増加に応じた人員配置を柔軟に行う必要がある。

令和3年7月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

なお、教育職員の多忙化の解消は重要な課題である。文部科学省では、 令和元年12月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を指針に格上げするなど、教育職員の長時間勤務の改善に必要な取組 を促しており、令和5年5月には、更なる学校における働き方改革の在り 方等について、中央教育審議会に諮問したところである。

本県教育委員会においては、令和5年3月に「山形県公立学校における働き方改革プラン(第II期)」を策定し、管理職を始めとする教育職員に対する更なる意識改革やICTの有効活用、部活動改革の推進等を柱とする取組を推進していくこととしており、文部科学省の動向に留意しつつ、引き続き適正な勤務時間管理を徹底した上で、教育職員の働き方改革の取組を推進していく必要がある。

※ 特例業務とは、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理する ことを要する業務をいう。

b 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。引き続き、両立支援のための制度が職員に広く活用されるよう、制度の周知等を推進する必要がある。

令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、地方 公務員に係る男性職員の育児休業取得率の政府目標が大幅に引き上げられ ており、本県でも各任命権者とも取得率が確実に伸びているものの、教育 職員の職場では更なる向上が期待される。引き続き、職員への意識啓発や 職場全体の機運醸成を含め、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを一 層推進する必要がある。

また、柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、重要な課題である。

任命権者においては、テレワークや時差出勤の制度拡充等を図ることで利用実績が伸びており、引き続き、柔軟な働き方の推進に向け、職員への意識啓発や各種制度を利用しやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。

c 職員の健康づくりの推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職員の心身の健康管理が重要である。特に、精神及び行動の障害による長期病休者は増加傾向にあり、任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。加えて、今後、高齢層職員や女性職員の割合の増加が見込まれることから、健康管理に当たっては、こうした状況にも配慮していく必要がある。

また、長時間労働は過労死等の主な原因の一つであることから、長時間労働を行った職員への医師による面接指導について、対象職員に申出の勧奨を行うとともに、業務多忙で面接時間を確保できない場合はオンラインを活用するなど、効果的に面接指導を実施できるよう、適切に対応する必要がある。

d ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の個人としての尊厳や人格を侵害し、働く意欲や自信を減退させるものであるほか、職場の秩序を乱し、公務能率の低下を招くなど公務の運営に大きな支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、職員への意識啓発や相談体制の充実を図っており、引き続き、ハラスメントの根絶に向けた取組を適切に推進する必要がある。

⑤ 人材の確保及び育成

少子化が進行する中で、本県の職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい 状況である。民間や国との人材獲得競争の激化を踏まえ、採用試験受験者の 増加、ひいては優れた人材の確保に向け、任命権者と連携して、より効果的 な対策を速やかに実施していく必要がある。

また、本県では、職員採用試験(大学卒業程度)において、近年、最終合格者に占める女性の割合が約4割まで高まってきている。任命権者は、女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、引き続き、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を考慮した人事管理に努めていく必要がある。

障がい者の雇用については、令和6年以降の地方公共団体に係る障害者雇用率の段階的な引上げ等も見据え、任命権者においては、引き続き、障がい者の活躍を推進するための環境整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

⑥ 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、イの勧告どおり実施されるよう要請する。

イ勧告

(7) 給料表

現行の給料表を別記(省略)のとおり改定すること。

(イ) 諸手当

- ① 初任給調整手当
 - a 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当 人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。
 - b 獣医師に係る初任給調整手当 支給月額の限度を50,000円とすること。
- ② 期末手当及び勤勉手当
 - a 令和5年12月期の支給割合
 - (a) 職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)について、期末手当の支 給割合を1.25月分とし、勤勉手当の支給割合を1.025月分とすること。

ただし、特定幹部職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に あっては、期末手当の支給割合を1.05月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.225月分とすること。

(b) 定年前再任用短時間勤務職員について、期末手当の支給割合を0.7月分とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、 期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とすること。

(c) 特定任期付職員及び任期付研究員について、期末手当の支給割合を 1.725月分とすること。

b 令和6年6月期以降の支給割合

(a) 職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)について、6月及び12月

に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とし、6月及び12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。

ただし、特定幹部職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。

(b) 定年前再任用短時間勤務職員について、6月及び12月に支給される期末 手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分とし、6月及び12月に支給される 勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、 6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5875月分とすること。

(c) 特定任期付職員及び任期付研究員について、6月及び12月に支給される 期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

(ウ) 改定の実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、(イ)の①の b 及び同②の b については令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。

ウ 勧告の取扱い

実施時期も含めて、勧告のとおりの給与改定が実施された。

(2) 大学に勤務する教育職員の給与に関する勧告(令和5年10月24日)

令和5年10月24日に県議会及び知事に対し、大学に勤務する教育職員の給与に関する勧告を行った。その概要は次のとおりである。

ア勧告

(7) 給料表

教育職給料表として、大学に勤務する教育職員(学長、教授、准教授、講師、助教及び助手)に適用する給料表を別記(省略)のとおり設定すること。

(イ) 実施時期

令和6年4月1日

イ 勧告の取扱い

勧告のとおり給料表が設定された。

(3) 承認及び協議

ア 基準承認等

同意年月日	任命権者	内 容
5. 5. 11	警 察	研修又は表彰による昇給について
5. 5. 26	知 事	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例第6条第1項 第1号に規定する「人事委員会がこれらに相当すると認める 感染症」について
6. 3. 22	知 事	山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)第3条の2第3項第2号に規定する「人事委員会が認める作業」について
6. 3.27	知 事	山形県職員日額旅費支給規程の一部改正について

イ 個別承認

(7) 規則5-1に基づく承認

	呑	딘		1: 8 81	条項	知	事	教	育	警	察	その	り他	合	計
	種	別		况只	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
資	格	基	準	50条	局 長										
在	級	年	数	15条	局 長										
初	1	任	給	16条	局 長										
				22条	局 長										
				23条	局 長	1	1							1	1
				24条	局 長										
				51条	委員会										
				Ē	it	1	1							1	1
昇			格	25条	局 長			1	1					1	1
				51条	委員会										
				Ē	計			1	1					1	1
降			格	29条	局 長										
給	料 表	きのま	異動	30条	局 長										
				32条	局 長	1	17	2	33	1	1			4	51
				Ē	†	1	17	2	33	1	1			4	51
給	料(の言	丁 正	49条	局 長										
死特	别	に。 昇 格	よる 子等	27条	委員会										
職決	務(の	を の	51条	委員会										
そ	(カ	他	51条	委員会										
			合	計		2	18	3	34	1	1			6	53

(イ) 規則4-5に基づく承認

	種	別		規則条項			知	事	教	育	警	察	その)他	合	計
	7里	נינק					件数	人数								
昇			格	4条	局	長					該当	なし				

ウ 各種協議

同意年月日	任命権者	内 容
5. 6.30	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と 手続)別表第10の規定に基づく協議について
5. 10. 3	教 育	職務に専念する義務の特例について
5. 10. 3	知 事	外国旅行の旅費の調整について
5. 10. 3	知 事	外国旅行の旅費の調整について
5. 10. 3	知 事	外国旅行の旅費の調整について
5. 11. 9	知 事	外国旅行の旅費の調整について
6. 3. 26	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第8条第4項に規定する特に重要な業務を掌理する 課長の職務について
6. 3. 26	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)関係通知地域手当関係第2項の「事務局長が認めるもの」に係る協議について
6. 3. 26	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と 手続)別表第10の規定に基づく協議について

(4) 支払監理

区分	知 事	教育	警 察
公署数		8	2

3 任用関係業務

(1) 県職員採用試験(大学卒業程度)

ア 実施概要

〇令和5年6月18日実施分

項目	内容
告知	R 5. 4.28 (金)
受験申込受付期間	インターネット: R 5. 4.28 (金) ~5.25 (木) (午後5時15分までの受信有効)
試 験 区 分	行政、警察行政、病院経営、福祉・心理、総合土木、建築、化学、一 般農業(農業)、一般農業(畜産)、林業、水産、電気、電子情報
受 験 資 格	 (1) S59. 4. 2からH14. 4. 1までに生まれた者 (2) H14. 4. 2以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又はR6.3.31までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又はR6.3.31までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	試験日 R 5. 6. 18 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス 立教大学池袋キャンパス 内 容 教養試験 (多肢選択式 50 問 2 時間 30 分) 専門試験 (多肢選択式 40 問 2 時間) 外国語資格調査
第1次合格者発表	R 5. 6.26 (月) 15:00

項目	内容
第 2 次 試 験	試験日 R 5.7.1 (土)、14 (金)、7.19 (水) ~8.1 (火) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1時間) 人物試験 (集団討論、個別面接、適性検査)
採用候補者名簿確定	R 5. 8.10 (木)
最終合格者発表	R 5. 8.10 (木)
旧名簿失効	R 5. 8.10 (木)

〇再募集(令和5年11月12日実施分)

項目	内容
告知	R 5. 9.27 (水)
受験申込受付期間	インターネット: R 5. 9.27 (水) ~11. 2 (木) (午後5時15分までの受信有効)
試 験 区 分	総合土木、建築、一般農業(農業)、一般農業(畜産)、林業、電子情報、病院経営
受 験 資 格	 (1) S59. 4. 2からH14. 4. 1までに生まれた者 (2) H14. 4. 2以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又はR6.3.31までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者
第 1 次 試 験	試験日 R 5.11.12 (日) 場 所 山形県庁 内 容 教養試験 (多肢選択式 40 問 2 時間) 専門試験 (多肢選択式 30~40 問 2 時間) 適性検査 (第 2 次試験種目) 外国語資格調査
第1次合格者発表	R 5.11.22 (水)

項				目	内容
第	2	次	試	験	試験日 R 5.12.2 (土)、3 (日) 場 所 山形県庁 内 容 論文試験 (1 時間) 人物試験 (個別面接)
採月	採用候補者名簿確定			雀定	R 5.12.20 (水)
最	終合	格	者 発	表	R 5.12.20 (水)
旧	名	簿	失	効	R 5.12.19 (火)

イ 専門試験の出題分野

〇令和5年6月18日実施分

試験区分	出 題 分 野	出題 形式
行 政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、 社会政策、国際関係、経営学	
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、 社会政策、国際関係、経営学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、 社会政策、経営学、統計学	
福祉・心理	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、 材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	多
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、 都市計画、建築設備、建築施工	肢
化 学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・ 有機工業化学、化学工学	選
一般農業(農業)	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	択
一般農業(畜産)	栽培学汎論、作物学、土壌肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	式
林 業	森林政策・森林経営学、造林学 (森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、 林産一般、砂防工学	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、 漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、 電子工学、情報・通信工学	
電子情報	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、 電子工学、情報・通信工学	

〇再募集(令和5年11月12日実施分)

試験区分	出 題 分 野	出題 形式
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、 材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画 (都 市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工	多肢
一般農業(農業)	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	選択式
一般農業(畜産)	栽培学汎論、作物学、土壌肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	

林 業	森林施策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、 林産一般、砂防工学	
電子情報	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、 電子工学、情報・通信工学	
病院経営	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、国際 関係	

ウ 試験結果

〇令和5年6月18日実施分

(単位:人、倍)

区分	申込者数	受験者数	合 格	者 数	倍 率	採用者数
試験区分		(a)	1 次	最終(b)	(a/b)	
行 政	247	188	94	49	3.8	37
警察行政	24	13	4	2	6. 5	2
病院経営	6	5	2	2	2. 5	1
福祉·心理	20	17	5	2	8. 5	2
総合土木	30	27	18	16	1. 7	13
建築	5	5	3	2	2. 5	2
化 学	13	10	5	2	5. 0	1
一般農業(農業)	15	14	9	8	1.8	8
一般農業(畜産)	6	6	5	3	2. 0	1
林 業	6	5	3	3	1. 7	2
水 産	4	3	2	1	3. 0	1
電気	9	8	6	4	2. 0	4
電子情報	2	2	2	0	_	0
計	387	303	158	94	3. 2	74

[※]採用者数は、R6.4.1確定

〇再募集(令和5年11月12日実施分)

(単位:人、倍)

区分	申込者数	受験者数	合 格	者 数	倍 率	採用者数
試験区分		(a)	1 次	最終(b)	(a/b)	
総合土木	8	6	4	3	2. 0	2
建築	2	2	1	0		0
一般農業 (農業)	10	8	6	5	1. 6	5

一般	農業	(畜	産)	6	6	5	4	1. 5	3
林			業	6	5	3	3	1. 7	3
電	子	情	報	3	3	2	0		0
病	院	経	営	14	8	8	2	4. 0	2
	計	+	_	49	38	29	17	2. 2	15

※採用者数は、R 6. 4. 1確定

エ 受験者の状況

① 受験者数の推移

〇令和5年6月18日実施分

(単位:人)

〇令和5年6	(単位:人)				
年 度 試験区分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	319	300	277	239	188
警察行政	45	46	36	25	13
病院経営		11	6	5	5
福祉・心理	16	29	22	11	17
総合土木	35	25	29	29	27
建築	8	3	7	2	5
化 学	4	10	8	7	10
一般農業(農業)	22	23	21	22	14
一般農業(畜産)	7	7	3	8	6
林 業	10	7	10	10	5
水 産	6	6	5	3	3
電気	10	12	11	8	8
電 子	3				
機械	8				
電 子 情 報			2		2
工 業 化 学	6	5	6		
農芸化学	5				
工業デザイン					

少年補導専門官					
警察科学(化学)					
警察科学(法医)			6		
警察建築		1	2	3	
警察電気					
1111	504	485	451	372	303

〇再募集(令和5年11月12日実施分)

(単位:人)

年 度 試験区分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
総合土木		18	10	10	6
建築					2
一般農業(農業)					8
一般農業(畜産)					6
林 業		9	13	5	5
電気	8			5	
工 業 化 学				2	
電 子 情 報					3
病院経営			15	10	8
計	24	29	38	32	38

② 出身学校(令和4年度)

〇令和5年6月18日実施分

(単位:人)

	学 歴	7	大 :	学	短大	専門		. 1	-> t
試験区分	分	国 立	公 立	私立	高専	学校	高校	中学	計
行 政	受験者	86	11	78	2	4	7		188
	合格者	33	3	13					49
### ## / /	受験者	3	1	8			1		13
警 察 行 政	合格者	1		1					2
	受験者	1		4					5
病院経営	合格者	1		1					2
福祉・心理	受験者	6		11					17
	合格者	2							2
総合土木	受験者	9	2	10			6		27
総合土木	合格者	7	2	4			3		16
建築	受験者	1		4					5
建 架	合格者	1		1					2
化学	受験者	8		2					10
1位 子	合格者	1		1					2
一般農業(農業)	受験者	11		3					14
	合格者	7		1					8
一般農業(畜産)	受験者	4		2					6
	合格者	2		1					3
 林	受験者	4		1					5
が 未	合格者	2		1					3
水 産	受験者	2		1					3
八 座	合格者	1							1
電気	受験者	2		4			2		8
	合格者	1		2			1		4
電子情報	受験者	1		1					2
	合格者								
計	受験者	138	14	129	2	4	16		303
	合格者	59	5	26			4		94

〇再募集(令和5年11月12日実施分)

〇再募集(令和5年11月12日実施分) (単位								位:人)	
学歴		7	大 賞	学	短 大	専門	+	+ **	-1
試験区分	分	国 立	公 立	私立	高 専	学 校	高 校	中学	計
総合土木	受験者	2		2			2		6
	合格者	2					1		3
建築	受験者			2					2
	合格者								
一般農業(農業)	受験者	3	1	1		1	2		8
一板辰美(辰美)	合格者	3	1			1			5
一般農業(畜産)	受験者	4	2						6
	合格者	3	1						4
林 業	受験者	2		3					5
★	合格者	2		1					3
a 7 k +11	受験者	2			1				3
電子情報	合格者								
病院経営	受験者	3	2	3					8
	合格者	1		1					2
計	受験者	16	5	11	1	1	4		38
	合格者	11	2	2		1	1		17

(2) 県職員採用試験(短大卒業程度)

ア 実施概要

項目	内 容
告 知	R 5. 8. 4 (金)
受験申込受付期間	インターネット: R 5.8.4 (金) ~9.1 (金) (午後5時15分までの受信有効)
試験区分	保育士
受験資格	S59. 4. 2 からH16. 4. 1 までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又はR6.3.31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 R 5.9.24(日) 場 所 山形大学小白川キャンパス 内 容 教養試験(多肢選択式 50 問 2 時間) 専門試験(多肢選択式 40 問 2 時間)
第1次合格者発表	R 5.10. 2 (月)
第 2 次 試 験	日 時 R 5.10.7 (土)、19 (木)、20 (金) 場 所 山形県庁 内 容 作文試験 (1時間)、人物試験(個別面接及び適性検査)
採用候補者名簿確定	R 5.11.9 (木)
最終合格者発表	R 5.11.9 (木)
旧名簿失劾	R 5.11. 9 (木)

イ 試験結果

(単位:人、倍)

								\ 1	
	区	分	申込者数	受験者数	合	格	者 数	倍 率	採用者数
試験	区分			(a)	1	次	最終(b)	(a/b)	
保	育	士	4	4		3	3	1.3	2

※採用者数は、R 6.4.1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

-							(+12.70)
試験区分		年 度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
保	育	士	11	10	14	7	4

② 出身学校(令和5年度)

		学歴		-	大	学	2								
試験区分	区分		国	立	公	立	私	立	短高	大専	専学	門 校	高	校	=
		受験者						2		2					4
保	育 士	合格者						2		1					3

(3) 県職員採用試験(高校卒業程度)、市町村立学校事務職員採用試験

ア 実施概要

項目	内容
告 知	R 5. 8. 4 (金)
受験申込受付期間	インターネット: R 5.8.4 (金) ~9.1 (金) (午後5時15分までの受信有効)
試 験 区 分	(高校卒業程度) 行政、警察行政、総合土木 (市町村立学校事務職員)
受 験 資 格	H14. 4. 2からH18. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学 (短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者 又はR6.3.31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 R 5.9.24(日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、庄内総合支庁 内 容 教養試験(多肢選択式 50 問 2 時間) 専門試験(多肢選択式 40 問 2 時間、総合土木のみ)
第1次合格者発表	R 5.10. 2 (月)
第 2 次 試 験	日 時 R 5.10.7 (土)、19 (木)、20 (金) 場 所 山形県庁 内 容 作文試験 (1時間)、人物試験(個別面接及び適性検査)
採用候補者名簿確定	R 5.11.9 (木)
最終合格者発表	R 5.11. 9 (木)
旧名簿失効	R 5.11. 9 (木)

イ 試験結果

(単位:人、倍)

⇒A#Ar	区分	申込者数	受験者数	合 格	者数	倍 率	採用者数
試験	×分		(a)	1 次	最終(b)	(a/b)	
高	行 政	86	80	28	14	5. 7	10
校 卒	警察行政	54	52	12	6	8. 7	5
業程	総合土木	17	17	12	11	1. 5	7
度	計	157	149	52	31	4.8	22
市町	村立学校事務職員	29	27	10	5	5. 4	5

※採用者数は、R 6.4.1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位:人)

試験	年 度区分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
高	行 政	86	106	85	73	80
校卒	警察行政	79	59	58	55	52
業程	総合土木	13	7	20	17	17
度	計	178	172	163	145	149
市町	村立学校事務職員	163	154	124	59	27

※市町村立学校事務のR3以前は、小・中学校事務Ⅰ・Ⅱの合計人数

② 出身学校(令和5年度)

								1 124 . / (/
		学歴			高	校		
	区分 試験 区分		短大高事	専 門 学 校	公 立	私立	中学	計
	行 政	受験者	6	29	37	8		80
4.	11 以	合格者	1	4	8	1		14
高校	La	受験者	3	20	24	5		52
卒	警察行政	合格者		6				6
業	総合土木	受験者	1	1	15			17
程度	松口上小	合格者	1	1	9			11
	1	受験者	10	50	76	13		149
	īl	合格者	2	11	17	1		31
市	町村立学校	受験者	1	10	16			27
	事務職員	合格者		3	2			5

(4) 警察官採用試験

ア 実施概要

① 警察官A (男性)

項目	内容
告知	R 5. 4.18 (火)
	郵送・持参: R 5. 4.18 (火) ~6.12 (月) (消印有効)
受験申込受付期間	インターネット:R 5.4.18 (火)
	~ 6 . 12(月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
	S 63. 4. 2 からH18. 4. 1 までに生まれた男性。ただし、学校教育法に
受 験 資 格	よる大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を
	卒業した者又はR 6.3.31 までに卒業見込みの者に限る。
	日 時 R5.7.9 (日)
第 1 次 試 験	場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署
	内 容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、体力検査1
第1次合格者発表	R 5. 7.18 (火)
	日 時 R 5.8.6 (日)、17 (木)、18 (金)、23 (水)、24 (木)
第 2 次 試 験	場 所 山形県警察学校 内 容 作文試験 (1時間)、人物試験 (集団討論、個別面接及び適性
採用候補者名簿確定	R 5. 9. 8 (金)
最終合格者発表	R 5. 9. 8 (金)
旧名簿失効	R 5. 9. 8 (金)

② 警察官A (女性)

項目	内容
告知	R 5. 4.18 (火)
	郵送・持参:R5. 4.18(火)~6.12(月)(消印有効)
受験申込受付期間	インターネット:R 5.4.18 (火)
	~ 6 . 12(月) (午後 5 時 15 分までの受信有効)
	S 63. 4. 2 から H 18. 4. 1 までに生まれた女性。ただし、学校教育法に
受 験 資格	よる大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を
	卒業した者又はR 6.3.31 までに卒業見込みの者に限る。
	日 時 R 5.7.9 (日)
第 1 次 試 験	場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署
	内 容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、体力検査1
第1次合格者発表	R 5. 7.18 (火)
	日 時 R 5.8.6 (日)、17 (木)、18 (金)、23 (水)、24 (木)
第 2 次 試 験	場の所の山形県警察学校
	内 容 作文試験 (1時間)、人物試験 (集団討論、個別面接及び適性
	検査)、身体測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 5. 9. 8 (金)
最終合格者発表	R 5. 9. 8 (金)
旧名簿失劾	R 5. 9. 8 (金)

③ 警察官A(武道指導)

項目	内容						
告 知	R 5. 4.18 (火)						
	郵送・持参: R 5. 4.18 (火) ~ 6.12 (月) (消印有効)						
受験申込受付期間	インターネット:R 5. 4.18(火)						
	~ 6.12(月)(午後 5 時 15 分までの受信有効)						
	S 63. 4. 2 から H 18. 4. 1 までに生まれた男性。 ただし、 学校教育法に						
	よる大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を						
	卒業した者又はR6.3.31 までに卒業見込みの者で、かつ、次の要件						
	をすべて満たす者に限る。						
 受験資格	<武道指導・柔道>						
文 恢 負 和	・柔道の段位が3段以上の者又はR6.3.31 までに3段を取得する						
	見込みの者						
	<武道指導・剣道>						
	・剣道の段位が3段以上の者又はR6.3.31 までに3段を取得する						
	見込みの者						
	日 時 R 5.7.9 (日)						
第 1 次 試 験	場所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署						
	内 容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、体力検査1						
第1次合格者発表	R 5. 7.18 (火)						
	日 時 R 5.8.6 (日)、7 (月)、17 (木)、18 (金)、23 (水)、24						
第 2 次 試 験	(木) 場 所 山形県警察学校、山形県警察三隊合同庁舎						
	内 容 作文試験(1時間)、人物試験(個別面接及び適性検査)、身体						
	測定、身体検査、体力検査2、実技試験						
採用候補者名簿確定	R 5. 9. 8 (金)						
最終合格者発表	R 5.9.8 (金)						
旧名簿失効	R 5. 9. 8 (金)						

④ 警察官B (男性)

項目	内 容
告 知	R 5. 4.18 (火)
	郵送・持参: R 5. 7.14(金)~8.28(月)(消印有効)
受験申込受付期間	インターネット: R 5.7.14 (金)
	~8.28(月)(午後5時15分までの受信有効)
	S 63. 4. 2 から H 18. 4. 1 までに生まれた男性。 ただし、 学校教育法に
受 験 資格	よる大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を
	卒業した者又はR 6.3.31 までに卒業見込みの者を除く。
	日 時 R 5. 9.17 (日)
第 1 次 試 験	場 所 山形学院高等学校、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署
	内 容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、体力検査1
第1次合格者発表	R 5.10.2 (月)
	日 時 R 5.10.15 (日)、30 (月)、31 (火)、11.1 (水)、2 (木)
第 2 次 試 験	場所山形県警察学校
第 2 次 武 歌	内 容 作文試験(1時間)、人物試験(個別面接及び適性検査)、身体
	測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 5.11.17 (金)
最終合格者発表	R 5.11.17 (金)
旧 名 簿 失 効	R 5.11.17 (金)

⑤ 警察官B(女性)

項目	内
告 知	R 5. 4.18 (火)
	郵送・持参: R 5. 7.14(金)~8.28(月)(消印有効)
受験申込受付期間	インターネット:R 5. 7.14 (金)
	~8.28(月)(午後5時15分までの受信有効)
	S 63. 4. 2 からH18. 4. 1 までに生まれた女性。 ただし、学校教育法に
受 験 資 格	よる大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を
	卒業した者又はR 6.3.31 までに卒業見込みの者を除く。
	日 時 R 5. 9.17 (日)
第 1 次 試 験	場 所 山形学院高等学校、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署
	内 容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、体力検査1
第1次合格者発表	R 5.10.2 (月)
	日 時 R 5.10.15 (日)、30 (月)、31 (火)、11.1 (水)、2 (木)
第 2 次 試 験	場所山形県警察学校
第 2 次 K	内 容 作文試験(1時間)、人物試験(個別面接及び適性検査)、身体
	測定、身体検査、体力検査2
採用候補者名簿確定	R 5.11.17 (金)
最終合格者発表	R 5.11.17 (金)
旧名簿失効	R 5.11.17 (金)

イ 試験結果

(単位:人、倍)

区分	申込者数	受験者数	合 格	者 数	倍 率	採用者数
試験区分		(a)	1 次	最終(b)	(a/b)	
警察官A(男性)	118	83	68	23	3.6	17
警察官A(女性)	40	29	23	7	3.4	5
警察官A 雌鹟·雞	1	1	1	1	1.0	1
警察官A 蹴鹋·魈	2	2	2	0	ı	0
警察官B(男性)	131	102	68	28	3.6	27
警察官B(女性)	31	27	18	8	3.4	8
計	323	244	180	67	3.6	58

※採用者数は、R 6. 4. 1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位:人)

				(-	日生・八八
年度 試験区分	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
警察官A(男性)	180	166	139	96	83
警察官A(女性)	43	45	40	28	29
警察官A(武猷謨·柔道	1	1	1	ı	1
警察官A(武道譚·剣道)	1	0	ı	1	2
警察官B (男性)	168	168	154	109	102
警察官B(女性)	54	53	37	39	27
計	447	433	371	273	244

② 出身学校(令和5年度)

	学 歴	大	学	短大	専門	高校	
区 分 試験区分	/ /		私 立	高専	学校	中学	計
数每点 4 (用件)	受験者	11	72				83
警察官A(男性)	合格者	5	18				23
数容点 (/ / / / /)	受験者	8	21				29
警察官A(女性)	合格者	2	5				7
赞 \$\dag{a}_{\alpha} \text{A}_{\alpha} \text{A}_{\alpha}	受験者		1				1
警察官Aば難論・和	合格者		1				1
数 京 古 A (学学位置 全)的	受験者	1	1				2
警察官A武道辯·劍道	合格者						
数容匀D(用件)	受験者			2	27	73	102
警察官B(男性)	合格者			1	4	23	28
数容点 D (上州)	受験者			2	6	19	27
警察官B(女性)	合格者				2	6	8
= 1.	受験者	20	95	4	33	92	244
計	合格者	7	24	1	6	29	67

(5) 採用選考(任命権者に委任しているものを除く。) ア 採用選考(R5.4.1~R6.3.31 承認ベース)

		W A 15-34	ı	1		l tet t	٠		単位:人) ■
根拠規定	職位職名	任命権者	知 事	議	会	教 育 委員会	警 本 音		計
		部 長 級	1						1
	職務分類表 1	次長級	1			2			3
	(職務分類表	課長級	7			13		-	21
	2及び3以外	課長補佐級	4						4
8条1号	の職)	主 査 級	8						8
(係長級		係 長 級	3						3
以上の		参事官級							
職)	₩ 松 八 籽 聿	課長級							
	職務分類表 2 (警察官)	課次長級							
		課長補佐級							
		係 長 級							
	小	計	24			15		-	40
		部 長 級							
		次 長 級							
	職務分類表 1	課長級							
	(職務分類表 2及び3以外	課長補佐級						-	1
	の職)	主 査 級							
		係 長 級						-	1
8条2号		主 事 級	2						2
(国、他県からの		部 長 級							
割愛)		参事官級							
	職務分類表 2 (警察官)	課長級					;	3	3
		課次長級							
		課長補佐級					!	5	5
		係 長 級					!	5	5
		係 員					4	Ł	4
	小	計	2				19)	21

(単位:人)

根拠規定	任命権者 職位職名	知 事	議会	教 育 委員会	警 案 本 部	病 院 事業局	計
	行 政 (I C T)	1					1
	行政(社会人経験者)	4					4
8条7号	行政(障がい)	1					1
(試験によることが不	総合土木(社会人経験者)	2					2
適当と人事 委員会が認	産業技術短期大学校指導員	2					2
める職)	学芸員(考古)	1					1
	学芸員(動物)	1					1
	小 計	12					12
	合 計	38		15	20		73

イ 選考試験(公募によるもの)

(単位:人、倍)

区分	申込者数	受験者数	合 格	者 数	倍 率	採用者数
試験区分		(a)	1 次	最終(b)	(a/b)	
産業技術短大指導員	2	2		2	1.0	2
行政(社会人経験者)	16	14	4	1	14.0	1
追 加 募 集	18	18	6	3	6.0	3
行政(ICT)	3	3		1	3.0	1
行政(国際・観光)	3	3		0	_	_
行政 (障がい)	24	21	9	2	10.5	1
総合土木(社会人経験者)	5	5		1	5.0	1
追加募集	3	2		1	2.0	1
林業(社会人経験者)	0	-		-	-	_
追 加 募 集	2	1		1	1.0	0
学芸員 (考古)	10	8	4	1	8.0	1
学芸員 (動物)	13	11	7	1	11.0	1

※なお、合格者数の1次の欄が斜線の試験区分は、1次試験と2次試験に分けず一括して実施

4 審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、これを審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告を行う。

令和5年度における措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

事案名	要求内容	処理結果 (年月日)	備考
令和6年(措) 第1号要求事案	休暇関係		係属中

(2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行う。また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行う。

令和5年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

事案名	処分内容	処分事由	審理方式	処理結果 (年月日)	備 考
令和5年(審) 第1号請求事案	懲戒処分:停職8月	欠勤、職場内 秩序びん乱	非公開 口頭審理	処分承認 (R6.3.19)	
令和5年4月13日 付け請求事案	昇給区分の決定 (E)	_	書面審理	却下 (R5.5.16)	不受理
令和5年9月26日 付け請求事案	勤勉手当の成績率 の決定(良好でな い)	_	非公開 口頭審理	却下 (R5.10.17)	不受理
令和6年(審) 第1号請求事案	懲戒処分:免職	欠勤	非公開 口頭審理		係属中

(3) 不利益処分に関する審査請求の裁決取消訴訟

不利益処分に関する審査請求の裁決を受けた職員が、行政事件訴訟法第3条第3項の規定に基づき、当該裁決をした行政庁が所属する地方公共団体を被告として、当該裁決の取消しを求める訴訟を提起した場合、地方公務員法第8条の2の規定に基づき、人事委員会が地方公共団体を代表し、これを遂行する。

令和5年度における裁決取消訴訟の処理状況は、次のとおりである。

事件名	請求原因	審理状況	備考
令和5年(行ウ) 第11号裁決取消 請求事件	昇給区分(E)を不服とする 審査請求を却下	〔山形地方裁判所〕 第1回口頭弁論(R6.1.22)結審 判決:棄却(R6.3.19)	係属中 (R6.5.15原告控訴)

(4) 職員の苦情相談制度

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談があった場合に、相談者に対して制度の説明や助言等を行うほか、必要に応じて、関係当事者に対して指導、あっせん等の措置を行う。

令和5年度における苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

区分	転任・ 昇任	辞職	給与	勤務 条件	服務	厚生 福祉	ハラスメント	人事 評価	その他	計
県 分		1		4	3	1	8			1 7
委 託 団体分			3	3			1			7

5 監理関係業務

(1) 管理職員等の範囲改正

組織の改編等により、次のような改正を行った。

① 県関係

○令和6年4月1日改正(令和6年4月組織改編関係)

ア 追加指定した職

		機関	職		
	本庁	(みらい企画創造部)	重要プロジェクト等推進監		
	本/]	(みりい任画剧垣部)	総合発展計画・DX推進監		
知事部局			学長		
	出先機関	東北農林専門職大学	事務局長		
			事務局次長		

イ 削除する職

		職	
本庁		(農林水産部)	専門職大学整備推進監
知事部局	出先機関	農林大学校	事務局長

② 委託団体関係

○ 令和6年5月24日改正(令和6年4月組織改編関係)

ア 追加指定した職

団体名	機 関	職
山心心士	市長部局	住宅政策推進監
山形市	教育委員会事務局	参事
	市長部局	
鶴岡市	こども家庭センター	所長
	(※ 機関の名称変更)	
		課長補佐(総務課に置くもので人
		事又は秘書に関する事務を担当す
新庄市	市長部局	るもの及び財政課に置くもので財
		政に関する事務を担当するものに
		限る。)
長井市	教育委員会事務局	次長
南陽市	教育委員会事務局	主幹
河北町	監査委員	事務局長
	町長部局	室長
西川町	町長部局	少 目
	病院	室長

イ 削除した職

団体名	機関	職
山形市	市長部局	文化スポーツ推進監
新庄市	市長部局	秘書職員室長、財政運営室長
長井市	教育委員会事務局	参事
舟形町	町長部局	主幹

(2) 職員団体の登録

① 令和6年3月末現在登録されている団体数 [() 内は法人格を有するもの]

県	Ĺ	関			係		8	(4)
委	: 託	団	体	関	係	3	6	(1	1)
	市		町		村	3	4	(1	0)
		部事	₮ 務	組	合		2	(1)

② 変更登録状況(令和5年度)

区分	変更登録		登 録	事 項 別	件 数	
区分	組合数	名 称	所在地	規約	役 員	計
県 関 係	6			1	6	7
委託団体関係	3 0			1	3 1	3 2
計	3 6			2	3 7	3 9

登録職員団体一覧表

登 録 番 号	職員団体名	登録年月日	単位・連合		格付与の有無 受理年月日)	主たる事務所の所在地	役員の任期
県 2	山形県高等学校障がい児学校 教 職 員 組 合	S41. 10. 8	単位	有	S47. 7.10	山形市木ノ実町12番37号	4/1~3/31
<i>"</i> 3	自治労山形県職員労働組合	JJ	"	"	S50. 7.23	山形市松波二丁目8番1号	1年(大会~大会)(7/1~6/30)
<i>"</i> 4	山形県教職員組合	"	"	"	S44. 7.25	山形市木ノ実町12番37号	2年(会計監査委員1年)(4/1~翌々年3/31)
<i>"</i> 5	米 沢 市 教 職 員 組 合	Н 3. 8. 6	"	無		米沢市門東町2-3-27(教育と文化の会館内)	執行委員長・書記長2年、他の役員1年
<i>"</i> 6	東置賜教職員組合	"	"	"		南陽市二色根 4 5 - 2 (労働福祉会館内)	2年(4/1~翌々年3/31)
<i>"</i> 7	北村山教職員組合	Н 4.11.26	"	有	H16. 1.23	村山市楯岡大沢川5-4(北村山教育会館内)	2年(4/1~翌々年3/31)
<i>"</i> 8	全山形教職員組合	Н 5. 1.19	連合	無		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	1年(定期大会~次期定期大会)
<i>11</i> 9	山形県高校教職員組合	H21. 1.15	単位	"		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	4/1~3/31
市 1	大石田町職員労働組合	S41.10.8	"	IJ		大石田町大字大石田乙630番地	11月~10月
<i>"</i> 2	寒河江市職員労働組合	"	"	11		寒河江市中央一丁目 9番 4 5 号	6/1~5/31
<i>"</i> 3	庄内町職員労働組合	"	11	"		庄内町余目字町132番地の1	7/1~6/末
<i>"</i> 4	新庄市職員労働組合	"	"	"		新庄市沖の町10番37号	大会~次期大会
<i>"</i> 6	戸沢村職員労働組合	"	11	"		戸沢村大字古口270番地	6/1~5/31
<i>"</i> 7	山辺町職員労働組合	"	"	"		山辺町緑ヶ丘5番地	大会~次期大会
<i>"</i> 8	天童市職員労働組合	"	"]]		天童市老野森一丁目1番地の1	大会~次期大会
<i>"</i> 13	西川町職員労働組合	"	"	"		西川町大字海味510番地	12/1~11/30
" 1 4	三川町職員労働組合	"	"	"		三川町大字横山字西田85番地	5/1~4/30
<i>"</i> 15	上山市職員労働組合	"	"]]		上山市河崎一丁目1番10号	1年(大会~大会)
" 1 6	高畠町職員労働組合	"	"	有	S41.10.8	高畠町大字高畠436番地	1年(大会~大会)
" 17	遊佐町職員労働組合	"	"	"	S41. 10. 8	遊佐町大字遊佐町舞鶴211番地	1年
" 1 9	朝日町職員労働組合	"	IJ.	無		朝日町大字宮宿1115番地	4/1~3/31
" 2 0	山形市役所職員労働組合	11	"	有	S41.10.8	山形市旅籠町二丁目3番25号	1年
" 2 1	村山市職員労働組合	"	IJ.]]	S41. 10. 8	村山市中央一丁目3番6号	10月~9月
<i>"</i> 2 3	尾花沢市職員労働組合	"	"	11	S55. 7.19	尾花沢市若葉町一丁目2の3	1年(大会~大会)
" 2 4	東根市職員労働組合	"	IJ.]]	S55. 7. 1	東根市中央一丁目1番1号	10/1~9/30
<i>"</i> 2 5	河北町職員労働組合	"	"	"	S57. 9. 1	河北町谷地戊81番地	10/1~9/30
<i>"</i> 2 6	舟 形 町 職 員 労 働 組 合	"	"	"	S53. 12. 7	舟形町舟形263番地	2年

登 録 番 号	職員団体名	登録年月日	単位・連合		格付与の有無 出受理年月日)	主たる事務所の所在地	役員の任期
市29	中山町職員労働組合	S41.10.8	単位	無		中山町大字長崎120番地	大会 ~次期大会
<i>"</i> 3 0	長井市職員労働組合	"	"	有	S53. 8.21	長井市栄町1番1号	大会翌日~次期大会
<i>"</i> 3 1	鮭川村職員労働組合	S41.11. 9	"	"	S54. 1.25	鮭川村大字佐渡2003番地の7	1年(大会~大会)
<i>"</i> 3 2	川西町職員労働組合	S42. 6.28	"	無		川西町大字上小松977番地の1	1年(総会~総会)
<i>"</i> 3 3	大江町職員労働組合	S42. 8. 1	"]]		大江町大字左沢882番地の1	6/1~5/31
<i>"</i> 3 6	南陽市職員組合	S43. 4. 5	"]]		南陽市三間通436番地の1	11/1~10/31
<i>"</i> 3 7	金山町職員労働組合	S44. 7.25	11	"		金山町大字金山324番地の1	11/1~10/31
<i>"</i> 3 8	小国町職員労働組合	S45. 4.10	"]]		小国町大字小国小坂町二丁目70番地	大会翌日~2年後の大会
<i>"</i> 4 2	真室川町職員労働組合	S50. 3.24	"	"		真室川町大字新町127番の5	1 1/1~1 0/3 1
<i>"</i> 4 3	飯豊町職員労働組合	S54. 11. 20	"	"		飯豊町大字椿2888番地	2年
" 4 4	大蔵村職員労働組合	S60. 6.25	"	"		大蔵村大字清水2528番地	1年
" 4 5	酒田市職員労働組合	S62. 4. 1	11	IJ		酒田市本町二丁目2番45号	1年
" 4 7	白鷹町職員労働組合	Н 8.10.11	"	"		白鷹町大字荒砥甲833番地	12/1~11/30
<i>"</i> 48	最上町職員労働組合	H10. 3.11	"	"		最上町大字向町644番地	1/1~12/31
<i>"</i> 4 9	鶴岡市職員労働組合	H10. 4. 1	"]]		鶴岡市馬場町9番25号	11月定期大会~次期定期大会
組 1	東根市外二市一町共立衛生 処理組合職員労働組合	S42. 4.28	11	有	H24. 2. 6	東根市大字野田字シタ2038番地	10/1~9/30
" 2	置賜広域行政事務組合職員 労働組合	S52. 3.15	JJ	無	書記長所在の事業所		7/1~1年間

(3) 労働基準監督機関としての職権行使

① 令和5年度号別区分表

(令和5年4月1日現在)

監督 機関	号別	業務内容	事業場名
	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
労働	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
労働基準監督署	10号	映画・演劇業	県民文化館
監督署	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署 の事業	前各号に該当しない官公署※1	企業局本局、 病院事業局本局
	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、[教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、[警察]警察学校
人事委員会	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病害虫防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課*2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、[教育]教育局本局、教育事務所(4)、[警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、[その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監查委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

() 内の数字は事業場数を示す。

- ※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条 第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。
- ※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

	監督		東娄坦夕					
機関	号別	業務内容	事業場名					
	1号	製造加工業	企業局事務所(5)					
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所					
労働	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所					
労働基準監督署	10号	映画・演劇業	県民文化館					
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)					
	官公署の事業	前各号に該当 しない官公署 ※1	企業局本局、 病院事業局本局					
	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、山形職業能力開発専門校、庄内職業能力開発センター、博物館、農業総合研究センター、同研究所(4)、東北農林専門職大学、農林大学校、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(3)、[教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館、致道館中学校、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(40)、高等学校分校(3)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、[警察]警察学校					
人事委員会	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病害虫防除所、同支所、総合支庁(本庁舎又は地域振興局に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課*2及び建設部を除く。)(7)、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎又は地域振興局に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(3)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、[教育]教育局本局、教育事務所(4)、[警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路交通警察隊新庄分駐隊、で通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、[その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局					

() 内の数字は事業場数を示す。

- ※1 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条 第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。
- ※2 西村山農村整備課、北村山農村整備課、西置賜農村整備課を含む。

③ 特定機械等の設置状況(令和6年3月31日現在)

区分	知	事	教育委員会		警察本部		計	
	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数
ボイラー								
第一種圧力容器	3	3	4	5			7	8
計	3	3	4	5		_	7	8

④ 業務実施状況

ア 許認可、検査、届出等処理件数

	項目		知 事	教育委員会	警察本部	計	備考
時間	引外労働・休日労働	の協定届	28	67	1	96	
非常	常災害時等による労働時		1			1	
宿	直又は日直勤	務許可					
断	続 的 労 働	許 可	2			2	
解	雇 予 告 除 外	認 定		1	1	2	
	設置	届					
. 18	落 成 梭	查					
ボイ	性 能 梭	查					
イラー	廃 止	届					
,	休 止	届					
	是 正 執	县 告					
	設置	届					
第一	落 成 梭	查查					
	性 能 梭	查查					
力	廃 止	届					
種圧力容器	休 止	届					
	是 正 執	告 告					
機	械 等 設	置届					
定		果 報 告	1	1	1	3	
心理の	間的な負担の程度を把握 検 査 結 果 等		1	1	1	3	
電离	惟放射線健康診断線	吉果報告	1		1	2	
特定	它化学物質健康結果	診断報告	1		1	2	
有機	幾溶剤等健康診断約	洁果報告	1		1	2	
有機	幾業務(歯)健康診断	結果報告	1			1	
高気	瓦圧業務健康診断線	洁果報告	1		1	2	
鉛	健康診断結り	果 報 告			1	1	
石;	綿健康診断結	果 報 告	1			1	
有機	幾溶剤業務適用除外	認定許可					
衛	生 管 理 者 選 付	壬 報 告	13	1	1	15	
産	業 医 選 任	報告	1	1	1	3	

イ 性能検査の実施

ボイラー及び第一種圧力容器については、労働安全衛生法第41条第2項により、検査代 行機関の公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会の技術援助を受けて実施している。

ウ 事業場の号別決定

組織改編に伴い、令和6年3月に2事業場を廃止し、令和6年4月に3事業場を新設した。

【新設事業場】

部 局	事業場名	号 別	備考
知 事	東北農林専門職大学		
教育委員会	致道館中学校	12 号	
秋月安貝 云	致道館高等学校		

【廃止事業場】

部 局	事 業 場 名	号 別	備考	
教育委員会	鶴岡南高等学校		両校を統合して致道館高等学校	
(教育安良云 	鶴岡北高等学校	12 号	を設置	

エ 事業場の個別監督調査

136の事業場に対して監督調査を実施し、問題点のあった事業場に対しては、是正するよう指導した。

部局	号 別	調 査事業所数	問題点を是正 するよう指導 した事業所数	内 容
知事	12号	25	1	○ 時間外労働関係 (労基法第36条)
Д #	官公署	16	0	
教育委員会	12号	71	3	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 衛生委員会関係
教育安貝云	官公署	0	0	(安衛法第18条)
警察本部	12号	1	0	
音杂华叫	官公署	23	0	
計		136	4	

6 公平委員会の事務委託関係業務

(1) 委託状況

委託状況	R4年度末の状況	R 5年度中における変動		R 5 年度末の状況
団体区分		廃止	新規	K 5 平及木の朳仇
市	12 (米沢市を除く。)	0	0	12 (米沢市を除く。)
町村	22 (全町村)	0	0	22 (全町村)
一部事務組合	1 5 (※1)	0	0	1 5 (※1)
広域連合	2 (※2)	0	0	2 (* <u>×</u> 2)
計	5 1	0	0	5 1

(※1) 事務委託一部事務組合名

団 体 名	団 体 名		
山形県消防補償等組合	置賜広域行政事務組合		
山形県自治会館管理組合	西村山広域行政事務組合		
山形県市町村職員退職手当組合	北村山広域行政事務組合		
東根市外二市一町共立衛生処理組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合		
北村山公立病院組合	山形広域環境事務組合		
松川堰組合	西置賜行政組合		
庄内広域行政組合	酒田地区広域行政組合		
最上広域市町村圏事務組合			

(※2) 事務委託広域連合名

団 体 名	団 体 名	
最上地区広域連合	山形県後期高齢者医療広域連合	

(2) 委託事務処理に要した経費

事務処理経費総額:825,000円

なお、以下の算定方法により、各団体の負担額を算定し徴収した。

・団体負担額 1団体あたり9,000円

・職員数加算額 職員数に応じた定額(0 ~ 47,000円)

・職員団体加算額 職員団体1団体あたり1,000円 (36団体)